

令和6年度 廿日市市立四季が丘中学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、廿日市市立四季が丘中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った中学校生活について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規定は、廿日市市立四季が丘中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

校内の生活については、「時を守り」「場を清め」「礼を正す」ことを基本としながら、次のことを守る。

(登下校)

第2条 登下校については、次のようにする。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校する。

(1) 徒歩通学

交通規則及び通学路を守り、通学途中の安全に注意する。通学は原則として徒歩とする。(自転車通学は原則禁止・道路を横断するときは、横断歩道を必ず通る)

(2) 登下校の約束

通学には通学バッグを使用する。(通学バッグに目印となるものを1個つけても良い)

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のようにし、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。

- (1) 日課の開始時刻は8:20とし、8:15までに教室に入って朝の活動の準備をする。
- (2) 登下校中には、買い食いや寄り道をせず、登校後は許可なく校外に出てはいけない。
- (3) 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に確実に連絡をする。また、生徒は遅刻して登校した場合は、職員室で連絡カードを受け取ってから、授業教室へ行く。
- (4) 事前に早退することがわかっている場合は、学校メールまたは電話で連絡をする。また、授業の見学・欠課については、教科担任に事前に理由を伝える。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第4条 化粧・装飾・装身具・不要物については次のようにする。

- (1) 口紅(色つきや匂いつきリップクリームを含む)、マスカラなどの化粧類をしない。

- (2) マニキュア等の爪や体への装飾をしない。

- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サンングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具をつけない。

- (4) まゆ毛は整えてもよいが、そり落としを含め、過度な加工はしない。また、まつ毛の加工はしない。

- (5) スマートフォン、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ等危険物、その他学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。

違反があった場合、学校で預かり、指導後保護者へ返却する。

継続する場合や、事実が重大な場合は、特別な指導を行う場合もある。

(持ち物・身なり等)

第5条 制服等身なりについては、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校の定める制服(服装)を正しく着用する。休日や忘れ物を取りに登校する場合も制服を着用する。休日の部活動については、体操服・ジャージを着用しても良い。

ただし、長期休暇等で制服をクリーニングに出すなどしている場合は、本校指定体操服ジャージを着用する。

- (1) 夏服期間、冬服期間は特に設けないが、式典・行事の際は服装を揃える。

- (2) 次のいずれかを着用する。

- ・規定のブレザー
- ・規定のズボンにベルト、または規定のスカート
- ・白色のカッターシャツ、白色のブラウス、ポロシャツ(半袖)のいずれか
- ・ネクタイまたはリボン

- ① ズボンは、ベルトをしめ、ずらしてはかないようにする。

- ② ベルトは、色は黒・紺・茶・灰色で、ロゴや模様のないものとする。

- ③ スカート丈については、膝下より短くしない。

- ④ カッターシャツやブラウスの襟や胸元のボタンは、しっかりと留める。

- ⑤ カッターシャツやブラウスの下に着用するものは、華美な物は避ける。袖口や襟から見えないようにする。

- ⑥ シャツはズボンやスカートから出ないように、しっかりと中に入れる。

- (3) セーター・ベスト

- ① ブレザーの下に、スクールセーター・ベストを着用してもよい。ただし、白・紺・黒・灰色でVまたはUネック、無地のものに限る。

- ② セーター・ベストは、ブレザーからはみ出さないようにする。

- ③ 体温調整のため、ブレザーを脱いでも構わない。ただし、登下校、全体が集まる場においては、必ずブレザーを着用する。また名札は必ず付ける。

(4) 靴下は、白・黒・紺または白・黒・紺のワンポイントとする。丈はくるぶしがはっきり隠れる長さとする。

(5) タイツを着用しても良いが、体育の授業では脱ぎ、規定の靴下をはく。色は黒色とする。

(6) 通学シューズは、白の運動靴とし、ワンポイントやラインは可とする。ハイカットの靴は不可。かかとを踏んではかない。

(7) マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよいが、校内においては着用しない。(マフラー、ネックウォーマーは、白・黒・紺・灰色を基調とし、派手なものは着用しない。)

(8) 頭髪については次の通りとする。

- ① 頭髪は故意に手を加えることはせず、清潔なものとする。(入試など、どのような場面でも通用するものとする。)
- ② 前髪は、表情がはっきり見えるようにする。
- ③ 極端な段差を付けないようにする。
- ④ 肩につく長さの場合は結ぶ。学習や体育の活動に支障のない結び方とする。
- ⑤ 髪を結ぶゴムの色は、髪に馴染む色とする。また、ピンで留める場合は黒ピンで留める。

(9) 上履き・体育館シューズ

- ① 学校指定のものを使用する。
- ② 必ず記名し、落書きをしない。
- ③ 体育館シューズは体育館のみで使用すること。体育館フローア、体育館内通路、入り口のすいたの上のみで使用すること。

(10) 飲み物

- ① ペットボトルを持参する場合は、ペットボトルに必ずカバーをする。
- ② 飲み物は、お茶または水を持参する。ただし、夏期(5月の体育祭練習時から9月まで)は、スポーツドリンクを持ってきてもよい。

第6条 部活動については、次のようにする。

- (1) 定期テストの1週間前は、原則部活動は停止する。
- (2) 服装は、部活動で決められたものとする。
- (3) 中体連規程に違反した生徒及びチームは出場させない。
- (4) 大会やコンクール当日、特別な指導期間中である生徒は出場することができない。
- (5) 平日における部活動のある生徒の下校時間は、次の通りとする。

17:30 (文化祭~1月15日…**17:15**)

ただし、大会及びコンクール等がある場合は、学校長の承認のもと、その1週間前から、30分延長して活動することを認める。(新人大会は行わない。)

(6) 休日の練習は、顧問の先生または部活動指導員の指

導のもと活動する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外の生活)

第7条 校外での心得については、次のようにする。

- (1) 外出の際は、行き先・帰宅時間を明らかにし、必ず保護者に報告する。
- (2) 自転車は、安全に留意して使用する。
- (3) 旅行や遅い時間の映画・コンサート等の観覧・外出は必ず保護者同伴とする。
- (4) 深夜外出や、危険を伴う場所への出入りはしない。
- (5) アルバイトは禁止する。
- (6) 生徒だけで、ゲームセンター・カラオケボックスなどに入店しない。
- (7) 本校・本市では、学校へのスマートフォンの持ち込みを原則禁止している。なお、学校へのスマートフォンの持ち込みについては申請を行い、許可を取る。その際は、学校の持ち込みルールに従うこと。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは学校でも許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動をおこした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

本校の定める指導段階は次の通りとする。

第1段階 - 本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡。

第2段階 - 第1段階の指導を踏まえた保護者との面談、SCやSSW等との連携

第3段階 - 第2段階までの指導を踏まえた校内反省個別指導や諸機関との連携

(1) 学校の規則等に違反する行為 I

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ① 不要物を持ち込んだ場合。
- ② 服装・頭髪違反が繰り返される場合。
- ③ 授業中の態度に問題がある場合。
- ④ 人としてマナーに反する言動を行った場合。
- ⑤ 道路交通法違反および通学違反をした場合。
- ⑥ いじめに関係している場合。
- ⑦ 生徒間暴力があった場合。
- ⑧ 器物破損・破壊行為があった場合。
- ⑨ その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為。

(2) 学校の規則等に違反する行為Ⅱ

次の行為があった場合は、第2段階以上の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善できない場合。
- ② 不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合。
- ③ SNSやインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をした場合。
- ④ 飲酒・喫煙・万引きなど触法行為。
- ⑤ 故意に授業妨害をし、指導に従わなかった場合。
- ⑥ 教師への暴言・暴力。
- ⑦ 生徒間暴力のうち、事実内容が軽度でない場合。

(3) 学校の規則等に違反する行為Ⅲ

- ① 第2段階の指導で改善が見られない場合。または、事実が重大で教育的に必要と判断できる場合。
- ② 夜間徘徊
- ③ 金品強要
- ④ 授業妨害が故意で重大な場合。
- ⑤ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合。

(反省指導等)

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。

(1) 学校反省指導

第3段階は(2)の指導を行う。授業中の態度などに課題がある場合は、第1第2段階においても、(2)の別室指導を行うことがある。

(2) 方法

- ① 別室による個別反省指導
別室で反省や教科指導を行う。
- ② 教育相談と反省指導を複合した指導
スクールカウンセラーとの教育相談と個別反省指導を並行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

第10条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為・いじめ、暴力行為等を繰り返す場合は、市教委・警察・児童相談所などの諸機

関と連携をとる。

- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

(規定の周知・見直し)

第11条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。また、原則として2年ごとに見直しを行う。

(規定の施行)

この規程は、平成23年6月21日より施行する。

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年10月15日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正